

# 会 員 各 位

埼玉県社会保険労務士会  
会長 石倉正仁  
(公印省略)

## 年金相談員養成講座の開講について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、当会の運営にご協力頂きまして厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、日本年金機構からの委託により、全国社会保険労務士会連合会（以下、「全社連」という。）が運営する埼玉県内3か所の街角の年金相談センター（オフィス）及び8か所の年金事務所の年金相談業務を、会員の皆様のご協力を頂いて運営しております。

この度、上記相談業務に係る年金相談員候補を養成することを主目的として、標記講座を開講することと致しました。

つきましては、下記要領にて受講者を募集致しますので、是非とも受講して頂きたい、ご案内申し上げます。

なお、上記年金相談業務に従事を希望する場合には、本講座の全課程を修了することが必須となりますが、下記、一般講座の年金に関する一般講座のみ受講して年金知識のブラッシュアップを図りたいという方もおおいに歓迎致します。

### 記

#### 1. 内 容（詳細は別添を参照）

##### (1) 一般講座（座学）研修

（埼玉県社会保険労務士協同組合に委託のうえ実施）

\*日程、会場、カリキュラム等は別添 カリキュラム編成表を参照願います。

\*新型コロナウイルス感染拡大の状況により、集合研修から ZOOM による WEB 研修に変更又は延期する場合がございます。その際には申込者宛にご連絡いたします。

\*会場ではマスクの着用にご協力をお願いいたします。また、倦怠感、発熱等の自覚がある場合は、出席を自粛してくださいようお願いいたします。

##### (2) A課程 年金相談実務者研修（全社連での窓口装置（以下、「WM」（ウインドウマシーン）という。）研修）

##### (3) B課程 WM研修（街角の年金相談センター大宮でのWM研修）

##### (4) C課程 窓口実地研修（街角の年金相談センター大宮でのOJT研修）

##### (5) D課程 窓口実地研修（街角の年金相談センター大宮でのローテーションに入っての実地研修）

#### 2. 受講資格

(1) 一般講座 会費滞納がないこと、倫理研修において指導の対象となっていないこと、会員権の停止処分中でないこと

(2) A課程 一般講座の資格に加え、A課程申し込み時点の年齢が63歳の誕生日を過ぎていないこと

##### (3) BからD課程

一般講座における受講率が80%以上で修了した者、且つ A課程における評価テストにおいて「知識70点以上」、WMの「操作性B以上」の評価で修了した者 且つ 開業・法人社員であること

3. 費用

(1) 一般講座 66,000 円

(受講料 49,500 円、テキスト代 10,500 円、消費税 6,000 円)

(2) A課程 全社連のホームページからダウンロードする場合を除き、教材費として 7,500 円

(3) BからD課程 無料

4. 定員 20名程度

5. 申込方法・締切

下記申込書により F A X ・ 郵送にて 3 月 1 2 日 ( 金 ) までに、一般講座に要する費用 66,000 円を下記口座にお振込みの上お申込み下さい。定員に達し次第、締め切らせて頂きます。

6. その他

実際に年金相談業務へ従事するには、街角の年金相談センター（オフィス）へは年金相談センター運営部長の、年金事務所へは所属支部長が、年金相談の実績や能力、WM操作性を総合的に判断した上で契約をすることになります。

年金相談員養成講座受講申込書

標記養成講座の受講を申し込み致します。

なお、\_\_\_\_\_円は 月 日 に下記口座にお振り込み致しました。

令和 3 年 月 日

事務所名			
フリガナ		登録	昭和・平成
お名前			年 月
連絡先住所	〒 -		
所属支部	支部（開業・法人社員・勤務等）		
電話	- -	FAX	- -
e-mail(7*ロック体でご記入下さい) (諸連絡の際に使用しますので必須です)			
受講者名簿（配布用）記載について [いずれかに☑をいれて下さい]		記入内容を受講者名簿に □記載してもよい □記載しない	

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通預金 5300916  
埼玉県社会保険労務士協同組合

埼玉県社会保険労務士会 御中

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F

F A X : 0 4 8 - 8 2 6 - 4 8 6 6

令和2年度 年金相談員養成講座 カリキュラム編成表(全48コマ)  
 (会場:埼玉会社会保険労務士会 会議室)

老齢18コマ・遺族、未支給8コマ・障害8コマ・誤りやすい事例6コマ・ロールプレー8コマ

<敬称略> AM9:50 AM10~10:50 11~11:50 11:50~12:40 12:40~13:30 13:40~14:30 14:40~15:30 15:40~16:30

3月21日	開講式	老齢	老齢	昼食	ロールプレー	老齢	老齢	老齢	
会場		老齢 ①	老齢 ②			老齢 ③	老齢 ④	老齢 ⑤	
埼玉県会会議室		内田 健治	内田 健治		内田健治	内田 健治	内田 健治	内田 健治	
3月28日		老齢	老齢	昼食	ロールプレー	老齢	老齢	老齢	
会場		老齢 ⑥	老齢 ⑦			老齢 ⑧	老齢 ⑨	老齢 ⑩	
埼玉県会会議室		神成 和美	神成 和美		内田健治	神成 和美	神成 和美	神成 和美	
4月11日		老齢	老齢	昼食	ロールプレー	老齢	老齢	老齢	
会場		老齢 ⑪	老齢 ⑫			給付金 ⑬	共済1	共済2	
埼玉県会会議室		串崎 瑞穂	串崎 瑞穂		内田健治	長沼 明	長沼 明	長沼 明	
4月18日		老齢	老齢	昼食	ロールプレー	老齢	老齢	老齢	
会場		老齢 ⑭	老齢⑮			老齢⑯	老齢⑰	老齢⑱	
埼玉県会会議室		串崎 瑞穂	串崎 瑞穂		内田健治	渋谷 篤敬	渋谷 篤敬	渋谷 篤敬	
5月9日		遺族	遺族	昼食	ロールプレー	遺族	遺族	遺族	
会場		遺族①	遺族②			遺族③	遺族④	遺族⑤	
埼玉県会会議室		木村 初子	木村 初子		内田健治	木村 初子	望月 厚子	望月 厚子	
5月16日		遺族	遺族	昼食	ロールプレー	遺族	誤り易い事例	誤り易い事例	
会場		遺族⑥	遺族⑦			遺族⑧	遺族系1	遺族系2	
埼玉県会会議室		望月 厚子	岩下 亨		内田健治	岩下 亨	岡安 優	岡安 優	
6月6日		障害	障害	昼食	ロールプレー	障害	障害	障害	
会場		障害①	障害②			障害③	障害④	障害⑤	
埼玉県会会議室		松藤 仁彦	松藤 仁彦		内田健治	松藤 仁彦	松藤 仁彦	松藤 仁彦	
6月13日		障害	障害	昼食	ロールプレー	障害	誤り易い事例	誤り易い事例	閉講式
会場		障害⑥	障害⑦			障害⑧	障害系1	障害系2	
埼玉県会会議室		芹澤 美明	芹澤 美明		内田健治	芹澤 美明	芹澤 美明	芹澤 美明	

令和3年1月25日

## 年金事務所および街角の年金相談センター年金相談員養成講座概要

### 1. 年金相談員養成講座概要

#### (1) 一般講座

主催：埼玉県社会保険労務士会

委託団体：埼玉県社会保険労務士協同組合

- ① 開催内容：座学研修及びロールプレイ
- ② 開催日程：2年に1回開催（令和2年度該当年）
- ③ 開催場所：埼玉県社会保険労務士会会議室及び近隣会議室
- ④ 研修期間：8日間
- ⑤ 費用：受講料49,500円、テキスト代10,500円、消費税6,000円
- ⑥ 受講要件：会費滞納がないこと、会員権の停止処分中でないこと、倫理研修の指導対象でないこと

#### (2) A過程（年金相談実務者研修）

- ① 開催内容：全国社会保険労務士会連合会におけるウインドマシーン研修  
（終了時、評価テストあり、ウインドマシーン操作性評価あり）
- ② 開催日程：通年年10回程度開催
- ③ 開催場所：全国社会保険労務士会連合会
- ④ 研修期間：5日間
- ⑤ 費用：教材費7,500円（令和2年時点）（交通費自己負担）
- ⑥ 受講要件：一般座学研修受講率80%以上、A過程申し込み時点で63歳の誕生日を経過していないこと

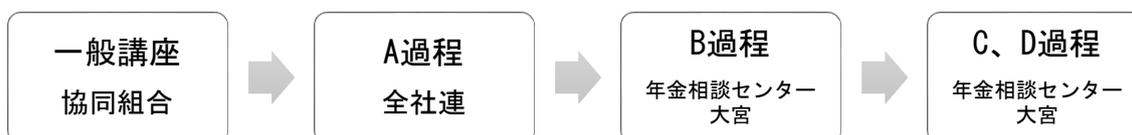
#### (3) B過程（窓口実地研修）

- ① 開催内容：街角の年金相談センター大宮でのウインドマシーン研修
- ② 開催日程：A過程を終了後通年、週1回～2回
- ③ 開催場所：街角の年金相談センター大宮
- ④ 研修期間：個人差によるが概ね50時間～70時間（概ね2か月～3か月）
- ⑤ 費用：無料
- ⑥ 受講要件：A過程の評価テスト「70点以上」、ウインドマシーン操作性「B以上」かつ開業・法人社員会員であること

#### (4) C、D 過程（窓口実地研修）

- ① 開催内容：街角の年金相談センター大宮で、窓口にて相談者対応の OJT 研修（C 過程）、実際にローテーションに入り窓口にて相談者対応（D 過程）
- ② 開催日程：B 過程を終了後通年、研修者と相談し日程調整
- ③ 開催場所：街角の年金相談センター大宮
- ④ 研修期間：個人差によるが概ね相談件数 300 件～400 件（月 4 日～5 日、概ね 6 か月程度）
- ⑤ 費用：無料（窓口で顧客対応した場合、手当支給 2,004 円/時間（除く C 過程））
- ⑥ 受講要件：B 過程でウインドマシーンを一人で操作できると認められた者

## 2. 年金相談員養成講座の流れ



## 3. その他

年金相談員養成講座全過程修了後、街角の年金相談センター・会員の所属する支部の管轄年金事務所に相談員として派遣。街角の年金相談センターは全社連との委託契約、年金事務所は埼玉会との委託契約。

平成 28 年以前は、年齢、スキルから判断し、年金事務所と街角の年金相談センターに分けた経緯があるが、現在は原則として年金相談員養成講座修了者を各機関に派遣。